情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件

名

重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務の委託について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:福祉部障害者福祉課)

事業の概要

事業名	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務
担当課	障害者福祉課
目的	在宅生活を送っている医療的ケア(※)の必要な重症心身障害児及び重症心身障
	害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行うこ
	とで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図る。
	※ 家族や看護師が、医師の指導が行われた範囲で実施する身体機能の維持や健
	康保持のために必要不可欠な行為のこと(日常的に行っている経管栄養注入や
	たんの吸引など)。
対象者	次の各号に定める要件のすべてを満たす方(以下「障害児等」という。)を介護
	する保護者又は配偶者(以下「家族等」という。)で、区長が重症心身障害児等在
	宅レスパイトサービスの利用を認めた者(以下「利用者」という。)
	(1) 区に住所があり、18歳に達するまでに(2)の状態になった者
	(2) 次のいずれかに該当する者
	(ア) 愛の手帳1度又は2度の知的障害者で、かつ、身体障害者手帳1級又
	は2級の自ら歩くことができない程度の肢体不自由の身体障害者
	(イ) 診断書等により、大島分類(※)の判定が1から4までの状態である者
	(3) 在宅で家族等による介護を受けて生活している者
	(4) 健康保険法、国民健康法等の医療保険制度の訪問看護により医療的ケアを
	受けている者
	※ 運動機能と知能(IQ)により、分類表の1から4までを重症心身障害児と
	定義している。
事業内容	利用者の居宅に看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を派遣し、医
	療的ケア並びに食事及び排泄の介助等を行う。
	(1) 訪問回数は月2回を上限
	(2)1回あたり2時間から4時間までの範囲で、1時間単位
	※ 想定人数:15人

件名 重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務
委託先	各利用者が指定する訪問看護事業者
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 【利用者に係る情報項目】 利用日時 【障害児等に係る情報項目】 医療的ケア及び療養上世話の記録 《委託先に提供する項目》 【利用者に係る情報項目】 氏名、電話番号、利用者所得区分、訪問看護分利用者負担額 【障害児等に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、住所、医師指示書(病状・治療状態、 薬剤の用量・用法、身体機能・知的発達・意思疎通・医療ケアの状況、 留意事項及び指示内容、緊急時の連絡先、 薬物アレルギーの既往などの特記事項)
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	家族等の一時休息のために、医療的ケアを伴う見守りを障害児等に対しその自宅で行うに当たり、安全にサービスを提供するため、現に医療保険に基づく訪問看護を提供している訪問看護事業者のうちから利用者が指定するものに委託して実施する。
委託の内容	利用者の自宅に看護師等を派遣し、利用者が障害児等に対し行っている医療的ケア及び療養上の世話を利用者に代わって行う。 1 医師指示書(写し)の内容の確認及び保管 2 利用者からの利用申込受付事務及び派遣する看護師等の決定 3 区への実施予定報告 4 看護師等の派遣及びサービス提供 5 利用回数の管理 6 緊急連絡体制の確保 7 利用者負担額の受領 8 実績報告及び委託料請求
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が委託先の事業所に立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 委託先事業所及び訪問先の利用者の自宅以外の場所に、上記情報項目に係る個人情報の持ち出しを行わせない。 4 個人情報を訪問先の利用者の自宅へ持ち出す際は、管理監督者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 6 利用が終了した者に関する個人情報は、区に返却させる。 7 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施する とともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。